

平成28年4月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成28年3月29日（金） 13：30～15：49

○場 所 市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 本 多 直 行
委員長職務代理者 松 島 利 彦
委 員 松 本 正 弘
委 員 森 み ず き
教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 森 本 一 広
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 下 岸 安 彦 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 前会会議録の承認
- 第 5 教育長報告
- 第 6 議案上程

11号議案	島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について	原案 可決
12号議案	島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則 を廃止する規則	原案 可決
13号議案	島原市立中学校部活動外部指導者に関する要綱	原案 可決
14号議案	島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改 正する要綱	原案 可決
15号議案	島原市立小中学校の学校歯科医の解嘱について	原案 可決
16号議案	島原市立小中学校の学校歯科医の委嘱について	原案 可決

17号議案	島原図書館協議会委員の委嘱について	原案可決
18号議案	島原市少年センター少年補導委員の委嘱について	原案可決
19号議案	島原市スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決
20号議案	島原市教育委員会委員長の選挙について	選任可決

第 7 次回定例教育委員会の日程について

第 8 その他

(1) 報告事項

- ① 4月行事予定について
- ② 3月市議会定例会一般質問報告
- ③ 平成28年度年間事業計画

(2) その他

第 9 閉会

【会議録】

第 1 開会 (13:30)	
本多委員長	ただいまから4月の定例教育委員会を開催いたします。
第 2 会期日程	
本多委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。(「はい」の声)
第 3 議事録署名委員の指名について	
本多委員長	議事録署名委員に 森 委員と 私、本多を指名します、よろしく願います。(「はい」の声)
第 4 前会会議録の承認	
本多委員長	それでは、まず、前会会議録の承認を行いたいと思います。2月2日及び2月26日に行いました定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。
	《 了承 》
本多委員長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

第 5 教育長報告

本多委員長

それでは、教育長並びに各課の報告をお願いします。
はじめに教育長報告をお願いします。

宮原教育長

はい、お手元に文科省の現在の教育に関する主な課題ということで配布させていただいています。平成28年度は教育振興基本計画及びスポーツ振興計画を策定する予定でございます。まずは国の課題が何なのか、そういったところを的確に掴みながら、それらを照らし合わせたときに、どういったことが本市にとっても課題なのか、課題克服のために文科省もいろんな施策を打ってくると思いますので、資料として配布をさせていただきました。もう一枚のA4の横長の分ですが、愛知県幸田町との交流事業ということで、今後姉妹都市提携あたりを視野に入れた交流が深まって参ります。その中で、教育委員会といたしましても、文化連盟等々の人形の姉妹提携、こういったところまで絡んでくるのかなと想像しているところがございます。2枚目に行きまして、地域おこし協力隊、ひと・まち・しごとの中でのこれは給料が17万円で全額国庫補助となるわけですが、今本市には6名、真ん中の二人の方、ご夫婦ですが、この方々が銀水を拠点として、いろんな催しやっていくと、基本的には、この方たちは3年間なんです、その後も留まる率は高いとのことでございます。

また、オリンピック等の事前合宿誘致を行うわけですが、英語版で島原の紹介もしなければなりません。中にはフォトグラファーとかそういった方がいますので、そういった方々をお願いした冊子作り、そういったことも今後視野に入れて行こうと思っております。3枚目ですが、薬草園のことではありませんが、薬草関係の事業がいよいよ始まります。そうなったときに島原の薬園もまた注目を浴びるのかなと、それに向けた薬園の適切な管理も問われることになるのかなということで資料として配布をさせていただきました。

次に市役所の内示がございました。ここに参加している下岸スポーツ課長が定年によりご勇退、森本教育総務課長が保険健康課の方へ転出ということで、後任には教育総務課には、総務課財政班の菅課長が来ます。スポーツ課の方には、観光おもてなし課の浅田課長がスポーツ課長ということで来ます。あとは一覧も方に掲載していますが、基本的には11名出て、10名入ります。1名減は教育総務課の方の建築の専門が1名減と、これは体育館の非構造部材の工事が終結し、尚且つ本庁の方では庁舎建設が室となって本格的な実施設計の年になりますので、山口君がそちらの方に転出ということでございます。学校関係は以前の内示のとおりでございます。

	す。以上です。
本多委員長	引き続き、各課の報告をお願いします。教育総務課からお願いします。
森本課長	教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。
堀口課長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。
松本課長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。
下岸課長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明。
本多委員長	教育長報告、各課報告につきましてご質問はありませんか。 （「なし」の声）
本多委員長	無いようですので、議案の審議に移りたいと思います。

第 6 議案上程

	<p>第 11 号議案</p> <p>島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について</p>
本多委員長	本日上程されています議案は 10 件でございます。それでは、第 11 号議案について、提案理由の説明をお願いいたします。
森本課長	議案集の 1 ページをお願いします。第 11 号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について、島原市奨学生審議委員会委員に、別紙の者を委嘱するという事で、2 ページに委員の名簿を付けております。この 12 名の方を委嘱するものでございます。提案理由としまして、島原市奨学金貸付基金条例第 10 条及び島原市奨学金貸付基金条例施行規則第 5 条の規定により、委員の任期は 3 年となっております、平成 28

<p>本多委員長</p>	<p>年3月31日で任期が切れるため、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間新たに委嘱しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>無いようでしたら、第11号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>それでは、第11号議案は原案のとおり議決いたします。</p> <p>第12号議案</p> <p>島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則を廃止する規則</p>
<p>本多委員長</p>	<p>次に第12号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>堀口課長</p>	<p>議案集の4ページをお願いします。第12号議案 島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則を廃止する規則についてご説明いたします。提案理由ですが、先月の定例教育委員会において、規則の一部改正ということで上程しました。一旦全体的な見直しを行いたいということをお願いしていましたが、新たに要綱を策定するというので、この規則を制定しようとするものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

本多委員長	<p>無いようでしたら、第12号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
本多委員長	<p>それでは、第12号議案は原案のとおり議決いたします。</p>
	<p>第13号議案</p> <p>島原市立中学校部活動外部指導者に関する要綱</p>
本多委員長	<p>続きまして第13号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
堀口課長	<p>第12号議案で規則を廃止させていただきましたので、それに替わるものとして、新たに要綱を制定しようとするものでございます。主な改善点、ポイントのみ5ページの第13号議案 島原市立中学校部活動外部指導者に関する要綱により説明させていただきます。</p> <p>第1条、「学校教育の一環である」ということ、それから第4条の選任等をご覧ください。第1項の末尾になりますが、「教育長が委嘱をする」ということ、第3号に新たに選任できるものの人柄等について定義をしています。なお、前回話題になったところですが、第5条第1項、「学校経営方針を遵守し、学校長の指示に従わなければならない。」同じく2項、「当該校の活動計画に沿って活動しなければならない。」、4項、守秘義務を盛り込んでおります。「職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」、それから任期を明確にしております。第6条です。「委嘱日から当該年度の末日までとする。」、第7条、解嘱です。教育長が解嘱できるということで、教育長が委嘱、解嘱をできることに改めたものです。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
本多委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

本多委員長	<p>無いようでしたら、第13号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
本多委員長	<p>それでは、第13号議案は原案のとおり議決いたします。</p> <p>第14号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p>
本多委員長	<p>続きまして第14号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
堀口課長	<p>議案集の7ページをお願いします。第14号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明します。提案理由としまして、別表に項目を上げていますが、新たに長崎県校長会研究大会南島原・島原・雲仙大会補助金、NIE実践指定校補助金、九州中学校体育大会サッカー競技大会開催地補助金の3つを加えるため、この要綱を改正しようとするものでございます。NIE実践指定校補助金については、教育活動に新聞を活用するというので、現在第三中学校を研究指定校として委嘱をするということで考えているところです。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
本多委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>それでは私から質問させていただきます。間違いとかではないですが、同じ表の中で南島原市・島原市・雲仙市と南島原・島原・雲仙というように市が載っているのと載っていないものがありますが、既にそういう組織が形成されているのですか。組織名が決まっていれば問題ないと思いますが、今から組織をつくられるようであれば統一された方がいいと思います。</p>
堀口課長	<p>大会名が決まってから依頼がありましたので組織名も決まっていると</p>

	<p>と思いますが確認したいと思います。</p>
本多委員長	<p>分かりました。それから。N I E実践指定校補助金、これは教科ではなくて教育活動ということいいんですよね。教育活動の中で新聞を活用してするということですか。</p>
堀口課長	<p>教科もありますし、総合的な学習、教科・領域を含んだ時間で使うということになります。</p>
本多委員長	<p>何でそういう質問をさせていただいたかと言うと、第一中学校から有明中学校、全ての市内中学校を対象にしているということで、例えば補助金という名目でなくて、教科であればその必要な経費をその物件費であるとか、いろんなかたちで、それぞれの項目で支出することが可能なわけです。補助金であると申請からいろんな手続きが必要になってくるものですから、その辺がどうなのかなと思いました。</p>
堀口課長	<p>これは従来の研究指定校と同様の取扱いになります。本来第三中学校は平成29年度から研究指定校の予定ですが、今回N I E実践指定校をどこかに受けて欲しいとの話がきましたので、1年前倒しで第三中学校にこの研究を受けていただくと、やはり研究していただく以上は一定の補助金をお付けしてやらないと活動できないだろうということです。なお、ここに全部の中学校を記載しているのは、今後どのようになるか分かりませんので、それに対応できるように全部の学校を記載しています。今回の補助金は第三中学校に補助金を出すということになります。</p>
本多委員長	<p>分かりました。例えば平成29年度に第二中学校するということになると対応できるような要綱を作るということですね。</p>
堀口課長	<p>はい、そうです。</p>
本多委員長	<p>次に九州中学校体育大会サッカー競技大会開催地補助金の件ですが、これは島原市で実施するのが決定ですか。</p>

堀口課長	はい、そうです。
本多委員長	そうすると開催地が負担、補助をする。施設のある自治体の負担が大きくなるんですか、どうなるのですか。
堀口課長	他市の状況は分からないのですが、全部を負担するわけではなく一部を負担して欲しいとのこと。中身の方は県中体連が主催で、私どももまだ詳細を得ていないところです。今年度島原市を中心に九州中学校体育大会を開催するので、県の会長さんが協力依頼に来られました。
本多委員長	分かりました。こちらで実施されるとなれば宿泊であるとか、そういった経済効果があるわけですから、当然開催地補助金というのは有りかなと思うんですけども、そういったものが無ければ、他のところに宿泊するのであれば、この施設があるところが、それだけ経済的負担をしなければいけないということになるものですから、どうなのかということでお尋ねをしました。
堀口課長	宿泊されるという話は聞いております。
本多委員長	<p>そうですか。分かりました。他に、何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
本多委員長	<p>無いようでしたら、第14号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
本多委員長	それでは、第14号議案は原案のとおり議決いたします。

第15号議案

島原市立小中学校の学校歯科医の解嘱について

本多委員長

次に第15号議案について、提案理由の説明をお願いします。

堀口課長

議案集の10ページをお願いします。第15号議案 島原市立小中学校の学校歯科医の解嘱についてご説明します。議案集の4ページをお願いします。本人様より一身上の都合によりということで辞任届が提出されたため、委嘱を解こうとするものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

本多委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

(「なし」の声)

本多委員長

無いようでしたら、第15号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

本多委員長

それでは、第15号議案は原案のとおり議決いたします。

第16号議案

島原市立小中学校の学校歯科医の委嘱について

本多委員長

次に第16号議案について、提案理由の説明をお願いします。

堀口課長

議案集の12ページをお願いします。第16号議案 島原市立小中学校の学校医の委嘱についてご説明します。提案理由は、第15議案の辞任に伴い学校保健安全法第23条により委嘱しようとするものであります。議案集の13ページをお願いします。島原南高歯科医師会からの推薦状の写しであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

<p>本多委員長</p>	<p>す。</p> <p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>無いようでしたら、第16号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>それでは、第16号議案は原案のとおり議決いたします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>第17号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について</p>
<p>本多委員長</p>	<p>次に第17号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>松本課長</p>	<p>議案集の15ページをお願いします。第17号議案 島原図書館協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。提案理由ですけれども現在の委員の任期が平成28年3月31日をもって満了することから、島原図書館設置条例第5条の規定により、新たに委員に委嘱しようとするものであります。16ページをお願いします。8名の委員について、引き続いての委嘱を考えております。あと1名は市内校長会代表から委嘱しようと考えていますので、決定次第改めて議案として提出したいと考えております。任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

本多委員長	<p>無いようでしたら、第17号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
本多委員長	<p>それでは、第17号議案は原案のとおり議決いたします。</p> <p>第18号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について</p>
本多委員長	<p>次に第18号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集の18ページをお願いします。第18号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱についてご説明申し上げます。提案理由ですが、現任の委員の任期が平成28年3月31日をもって満了することから、島原市少年センター規則第6条の規定により、新たに委員に委嘱しようとするものであります。19ページに名簿を載せております。今回提案しておりますのは、小・中学校及び高等学校選出の委員を除き、各地区在住の方から適任者として委嘱をしようとするものでございます。学校関係につきましては、校内で調整後に選出されることになっておりますので、その後、改めて提案させていただきたいと考えております。20ページをお願いします。高野地区につきましては、地区の委員が1名しか上がっておりません。PTAの役員から選出をするということで、まだ新校長との調整が取れていないということで、現在1名しか上がっていないところでございます。任期は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間となります。以上で説明をおわります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
本多委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>それでは私から、先程課長さんの方から学校の委員さんは別途提案があるということでしたが、5月になるんですかね。</p>

松本課長	はい。
松本委員	私も長くいましたが、出来れば小・中学校の保護者から1人ぐらい入れてもらった方が、街頭補導に立った時に「どこの誰だ」という確認が早いんです。高野地区のように出来れば保護者を入れて欲しいです。
本多委員長	高野地区以外の地区はどうなっていますか。
松本課長	保護者が全く入っていない地区もあります。例えば安中地区ですね。
本多委員長	そうですね、皆さん一生懸命やっていますが、今松本委員がおっしゃったことを考えると、そういう方々も入れていた方がいいのかなと思います。ただ6条にいう補導員の定員68名以内というのがあって、これにかかる予算的な措置が出てきますので、今すぐは構成を変えない限り無理だと思います。
松本委員	構成はこれでいいと思います。後継者を見つけられないので、同じ人が長期間になっているんですよ、保護者を入れるというようにして、そういう形で後継者が見つけると、同じ人が長期間にはならないんです。
本多委員長	同じ人が長くということですよ、私が今申し上げたのは、一覧表を見ると、決まっていないのは学校関係と高野地区の一部ですよ、予算的なところを考えると、今保護者を入れるとなると定員が増えてしまうので予算的には対応できないので、その辺をどうするかになってくるかだと思います。
松本委員	今は子どもが少なくなっているので、定員は68名で十分だと思います。次回幹事会の時に課長から提案して欲しいと思います。次年度からそう出来るように検討してもらいたいと思います。
本多委員長	非常にいいご提案だと思います。これについては、来年度に向けてそういった方向性を検討してもらいたいと思います。

宮原教育長	1人の謝金はいくらですか。
松本課長	1人27,000円です。
宮原教育長	今10地区で高校等を除くと9地区で、一つの地区に1名入った時の謝金はどうにもならないのか、結局1年遅れるわけですから、約25万円の謝金はどうにもならないですか。
本多委員長	今あがっている人は承諾をもらっているんですよね。
松本課長	もらっています。
本多委員長	そうするとここは変えられないので、今からするとすれば人数をプラスするしか出来ないんですよね。
松本課長	報酬は、報酬費用条例に規定してありますけれども、定数については、この規則の改正で対応できますので、予算の確保が出来れば規則を改正する手もありますが、そこは財政当局とも協議しないと、今は何も言えないところがございます。
松本委員	選出方法については、地区の幹事に一任です。辞めるなら誰か推薦して欲しいと、自分の後は誰か候補者と言っているから、なかなか候補者がいなくて長期間になるんですよ。PTAの役員からあがってくると助かるんですよ。私が辞める前に5年も6年もPTAに2人ぐらいあげて欲しいとお願いしましたが、なかなか難しいので、最初から入れると決めているとやり易いというのがあります。
本多委員長	これは委員構成の基準というのは無いんでしょう。どういった人がなるというのは、例えば、学校とか、あればその中に保護者を入れれば松本委員さんがおっしゃられたことは可能ですよね。

松本課長	規則の中には、こういった方から選任しなさいという規定はございません。一つの例ですけれども例えば社会教育委員でいいますと、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育に資するもの、学識経験者の規定がありますので、そういった規定をこの規則の中にうたいこむと、おのずと1名は保護者からという考え方も浸透させることは出来るかと思えます。
本多委員長	そういった基準が組めればいいのでしょうか、ただ少年センター補導委員は法があると思いますが、それとの絡みもあるんでしょう。
松本課長	先程、松本委員さんおっしゃったように幹事の一任という流れもございますので、今後幹事会でご意見を出して、規則の改正等も1年間かけて協議をさせていただきたいと思えます。
本多委員長	そういったところも含めてですね、松本委員さんいかがでしょうか。
松本委員	そうですね、やっぱり幹事会に諮っていただいた方がいいと思えます。
本多委員長	それを踏まえてこちらで検討するというかたちをとりたいと思えます。PTAとか学校からあげていただくのは幹事会かでもんでもらうということでもいいでしょうか。 (「はい」の声)
本多委員長	他に、何かありませんか。 (「なし」の声)
本多委員長	無いようでしたら、第18号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

	(「異議なし」の声)
本多委員長	それでは、第18号議案は原案のとおり議決いたします。
	第19号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について
本多委員長	次に第19号議案について、提案理由の説明をお願いします。
下岸課長	議案集の22ページをお願いします。第19号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。現在の委員の任期が平成28年3月31日をもって満了することから、23ページの名簿の方々を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間委嘱しようとするものでございます。提案理由ですけれどもスポーツ基本法第32条、島原市スポーツ推進委員に関する規則第3条、第4条及び第5条の規定により委員に委嘱しようとするものでございます。24ページにスポーツ基本法及び規則の抜粋を参考として載せています。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
本多委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
松島委員	0の方が初めての方ですか。
下岸課長	そうです。8名の方が新たな方になります。
本多委員長	他に、何かありませんか。
	(「なし」の声)
本多委員長	無いようでしたら、第19号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

	<p>(「異議なし」の声)</p>
本多委員長	<p>それでは、第19号議案は原案のとおり議決いたします。</p>
	<p>第20号議案 島原市教育委員会委員長の選挙について</p>
本多委員長	<p>次に第20号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
森本課長	<p>議案集の25ページをお願いします。第20号議案 島原市教育委員会委員長の選挙についてということで、現在の本多委員長の任期が、平成28年3月31日までを以って任期満了となりますので、委員長の選出を行うものであります。提案理由としまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、平成27年4月1日施行されたところでございます。この改正の中で、教育委員会を代表する委員長と事務局を統括する教育長を一本化ということで新教育長が新しく設置されることになったところでございますが、附則の第2条第1項の規定によりまして、島原市の場合は、宮原教育長の任期 平成29年7月11日までは従前どおり委員長と教育長が在職するということとなりますので、委員長の任期満了に伴いまして選挙をお願いするものでございます。なお、選挙の方法としては、必ずしも投票によることを要せず、指名推選の方法によることも差し支えないとなっております。以上で提案理由の説明を終わります。</p>
本多委員長	<p>次年度の教育委員長の選出について選挙をとということですが、しばらく休憩をいたします。</p> <p>－ 休憩－</p>
本多委員長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>第20号議案 次年度の教育委員長の選出については、休憩中の協議において、松本委員が新しい委員長に決定いたしました。よろしくお願</p>

	<p>いたします。</p> <p>なお、委員長職務代理者についてですが、先程、私本多がすることに決定いたしました。よろしく願いいたします。</p>
第 7 次回定例教育委員会の日程について	
本多委員長	<p>次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【提案・検討】</p>
本多委員長	<p>次回、5月の定例教育委員会を5月2日（月）13時30分から、有明庁舎1階相談室において行います。</p> <p>しばらく休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">－ 休憩－</p>
第 8 その他	
本多委員長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>次に、その他に入ります。まずは、「その他」の（1）報告事項「①4月行事予定について」、各課から報告をお願いします。</p>
森本課長	<p>教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
堀口課長	<p>学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
松本課長	<p>社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
下岸課長	<p>スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
本多委員長	<p>ただいまの報告につきまして、何か質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>

本多委員長	次に、（１）報告事項「② ３月市議会定例会一般質問報告について」 をお願いします。
寺田次長	教育委員会一般質問答弁について別紙、答弁要旨にて説明。
宮原教育長	<p>今教育次長の方から今回の議会について、答弁要旨と課題等について報告がありました。今後教育委員会として、いろんな対応について予算審査も含めて私が感じたことの報告をさせていただきます。いま日体大の方に健康体操の創作のお願いをしておりますが、あくまでも「しまばら健康体操」という仮称でございますので、これの正式なネーミングを付ける必要があります。</p> <p>予算審査の方では、有明公民館、文化会館の清掃員の在り方というのがありますので、今後どうするのか、今回非常に感じましたのが、ひと・まち・しごと、人口減少社会、税収の減少という中で、非常に費用対効果の問題が出てきております。そういう意味で、委託料、補助金の在り方、そういったところを一度見直す必要があると思います。細かいところでは予算１００万円があがっているけれど、項目をあげないといけないのじゃないかと、そういった話もございました。なお、学生駅伝でも本当に効果は上がっているのかという中で、私は効果はあっていると、特に大学がない本市にとって、大学生を身近に見られるというのは教育的な意義も高いんだと、そのかわり大学生が地元小・中・高校生への指導とか、そういったものも還元すべきじゃないのかなと、今後はそういったことをお願いしていく動きをしないといけないのかなと思っております。何よりも地方創生元年ということで、スタートを早く切って、教育委員会は４項目をひと・まち・しごとに挙げているんですが、それを確実に進めていく必要があるなという思いで今回の議会では感じたところでございます。本当に各事業が旧態以前になっていないのかどうか、今の時代にあっているのかどうか、そういったところを見直す時期に来ているのかなという思いがしたところございました。以上です。</p>
本多委員長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。

	<p>(「なし」の声)</p>
本多委員長	<p>次に、(1) 報告事項「③ 平成28年度年間事業計画」についてお願いします。</p>
森本課長	<p>教育総務課の平成28年度の行事予定について、別紙、平成28年度年間事業計画にて説明。</p>
堀口課長	<p>学校教育課の平成28年度の行事予定について、別紙、平成28年度年間事業計画にて説明。</p>
松本課長	<p>社会教育課の平成28年度の行事予定について、別紙、平成28年度年間事業計画にて説明。</p>
下岸課長	<p>スポーツ課の平成28年度の行事予定について、別紙、平成28年度年間事業計画にて説明。</p>
本多委員長	<p>ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。</p> <p>1点スポーツ課の方で、夢の教室がありますが、あれは5年生ということで学年を特定していますよね、非常に夢を持たせる機会ということで、クラスを限定しないで、折角の機会なのでみんな集まってするということにはできないのですか。</p>
下岸課長	<p>夢の教室を開催しているJFAのプログラムが授業という位置づけで、クラス単位で開催をするということになっていますので、教室を超えて児童を寄せるというのは考えていないところです。</p>
本多委員長	<p>そうなのですか。せっかくいい先生が来られるので、皆さんに聞いて欲しいと思いました。分かりました。</p> <p>他に、何かありませんか。</p>

	(「なし」の声)
本多委員長	次に、「その他」の2. 「その他」のことで何かありませんか。
松本課長	<p>社会教育課より3点報告します。</p> <p>一つ目が市PTAが取り組んでいる島原スマホルールについて、別紙により説明。二つ目が社会教育委員の会の取り組みについて、別紙により説明。三つ目が稽古館及び寺小屋武家屋敷について、平成28年度からスクールキッズ及び放課後学習室の拡大に伴い、平成27年度で終了の予定でしたが、継続の要望が多かったため、森岳公民館の自主事業として引き続き実施することを説明。以上です。</p>
本多委員長	ただいまの報告につきまして、何か質疑はありませんか。
	(「なし」の声)
本多委員長	他に、何かありませんか。
堀口課長	<p>学校教育課から表彰の受賞について報告します。第四小学校が平成27年度よい歯の学校ということで、長崎県学校保健会表彰を受けています。次に第五小学校が平成28年度子ども読書活動優秀実践校ということで文部科学大臣賞を受ける予定です。</p> <p>なお、引き続き教職員及び児童生徒の事故等について、報告させていただきたいと思いますが、非公開でお願いします。</p>
本多委員長	<p>ただいま、事務局から「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>《承認》</p>

本多委員長	異議がないようですので、「非公開」といたします。「①教職員及び児童生徒の事故等の報告」をお願いします。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）
本多委員長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。
寺田次長	もう1点森岳公民館の駐車場事故について、報告させていただきたいと思いますが、非公開をお願いします。
本多委員長	ただいま、事務局から「森岳公民館の駐車場事故について報告」について、「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。
寺田次長	《承認》
本多委員長	異議がないようですので、「非公開」といたします。「森岳公民館の駐車場事故について報告」をお願いします。 森岳公民館の駐車場事故について報告（非公開） 非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。 （「なし」の声）
第 9 閉会（15：49）	
本多委員長	他になければ、これで本日の4月定例教育委員会を閉会します。